

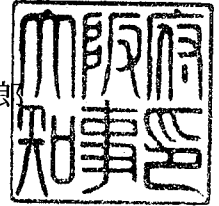
環 保 第 1 3 2 9 号

平 成 2 9 年 6 月 6 日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
土壌汚染対策のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

土壤汚染対策法においては、土地の汚染状況を把握するため、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけ、調査の結果、土壤汚染が判明した土地は、人の健康に係るリスクのあるなしに応じて区域指定がなされ、リスクに応じた管理を行うこととされています。

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、法に定める土地の形質変更が行われる場合に、土地の所有者等へ履歴調査の実施を義務づけるほか、法や条例の適用を受けない自主調査が適切に実施されるよう指針を定め、技術的な指導・助言を行うなど、法と相まって、大阪府の土壤汚染対策を推進してきました。

このほど、土壤汚染対策法が改正され、土地の形質変更の届出に関する規定の整備や、土地の汚染状況を把握する契機の拡大などが行われることとなり、改正法の公布の日である平成 29 年 5 月 19 日から 1 年以内と 2 年以内に分けて施行される予定です。

つきましては、改正された土壤汚染対策法と整合した、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。